

## ○山形県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規則

### (趣旨)

**第1条** この規則は、山形県司法書士会会則（以下「会則」という。）第107条の2第5項に基づき、司法書士法施行規則第42条第3項又は司法書士法第60条の規定による報告に付す意見を決定するために必要な事項を定める。

### (理事会)

**第2条** 前条に規定する意見に関して必要な審議は、理事会において行う。

2 前項の場合には、次条第1項に規定する参与のうち、会員でない参与の意見を求めなければならない。

### (参与)

**第3条** 理事会は、会員でない学識経験者又は会員のうち理事会組織員でない者の中から、1人又は2人以上の参与を選任する。

2 参与の任期は、理事会の組織員と同一とする。

3 参与は、前条第1項の審議において、意見を述べることができる。

4 参与は、理事会の議決に参加することができない。

5 参与は、その職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

### (除斥)

**第4条** 理事会の組織員又は参与は、次に掲げる事由が存するときは、その職務から除斥される。

(1) 第1条に規定する報告の対象である会員（以下「対象会員」という。）と使用関係にあるとき。

(2) 対象会員と親族であるとき又はあったとき。

(3) 対象会員の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

(4) 対象会員が理事会の組織員又は参与の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

2 理事会の組織員又は会員である参与は、前項のほか、次に掲げる事由が存するときは、その職務から除斥される。

(1) 第1条に規定する報告の対象となったとき。

(2) 対象会員の社員又は使用人であるとき。

### (忌避及び回避)

**第5条** 対象会員は、理事会の組織員又は参与について協議及び決定の公正を妨げるべき事情があるときは、理事会に対し、その事情を明らかにして、当該理事会の組織員又は参与の忌避を申し立てることができる。

2 理事会の組織員又は参与は、自己に前項の事情があると思料するときは、理事会の許可を得て、その事案について職務の執行を回避することができる。

### (除斥又は忌避の決議)

**第6条** 理事会は、理事会の組織員又は参与について除斥の事由又は忌避の事情があると認め

るきは、除斥又は忌避の決議をする。

- 2 前項の場合において、当該理事会の組織員又は参与は決議に関与することができない。
- 3 除斥又は忌避の決議に対しては、不服を申し立てることができない。

**(量定意見の決議)**

**第7条** 会則第107条の2第1項又は第2項の意見を決定する決議は会則第34条及び第35条の規定にかかわらず、理事会の組織員の過半数が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で議決する。

- 2 議長は前項の決議の内容及びその理由を記載した決議書を作成し、決議に加わった理事会の組織員全員が署名押印するものとする。

**附則**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、会則の変更の効力が生じた日（平成26年10月1日）から施行する。

**附則**

**(施行期日)**

- 1 この規則の改正は、平成29年5月20日（総会承認の日）から効力を生ずる。

**附則（令和2年5月22日総会承認）**

- 1 この規則の改正は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）等に伴い変更した山形県司法書士会会則の施行の日（令和2年8月1日）から効力を生ずる。